

## 沖縄県有料老人ホーム立入検査実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項及び沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成11年12月1日施行）第13条の規定に基づき実施する有料老人ホームに対する立入検査に関し、必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 立入検査は、老人福祉法（以下「法」という。）及び沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成16年3月1日施行）等の規定に照らし、是正又は改善を要すると認められる事項について、必要な助言、指導、命令を行うことにより有料老人ホームの適正な運営及び入居者の保護を図ることを目的とする。

### (検査事項)

第3条 立入検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 基本的事項に関する事項
- (2) 設置者に関する事項
- (3) 立地条件に関する事項
- (4) 規模及び構造設備に関する事項
- (5) 既存建築物等の活用の場合の特例に関する事項
- (6) 職員の配置、研修及び衛生管理に関する事項
- (7) 有料老人ホーム事業の運営に関する事項
- (8) サービス等に関する事項
- (9) 事業収支計画に関する事項
- (10) 利用料等に関する事項
- (11) 契約内容等に関する事項
- (12) 情報開示に関する事項
- (13) 届け出に関する事項
- (14) 前回の立入検査に基づく是正・改善状況
- (15) その他必要と認められる事項

### (立入検査の形態)

第4条 立入検査の形態は、以下のとおりとする。

#### 1 一般検査

一般検査は、毎年度定める実施計画（様式第1号）により行うものとし、原則として3年に1回実施するものとする。

#### 2 随時検査

随時検査は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 有料老人ホームの運営及びサービス等が著しく適正を欠くために、当該施設の入居者の利益に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足る

理由があるとき。

- (2) 入居者処遇に関する通報、苦情等又は定期報告書類の確認結果等で、入居者の保護のため必要があると認められるとき。

#### (立入検査体制)

第5条 検査は、保健医療介護部高齢者介護課が実施するものとし、課員2名以上の体制で実施する。

2 検査職員は、立入検査を行うにあたっては、老人福祉法施行規則第5条の2に規定される身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

#### (立入検査の実施方法)

第6条 検査の実施方法は、以下のとおりとする。

##### 1 一般検査

###### (1) 検査通知

実施計画に基づき、検査対象となる有料老人ホームの設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）に対して、検査の根拠規定、実施日時、場所、検査対象者、準備すべき書類等を文書（様式第2号）により、立入検査当日の10日から20日前までに通知する。

###### (2) 検査実施方法

検査は、「有料老人ホーム状況報告」及び「沖縄県有料老人ホーム立入検査事前調書」に基づき、実地により施設・設備の状況及び関係書類等を確認し、関係者に面談する方式で行う。

なお、検査は、入居者のサービス水準の確保等のために必要と認められる範囲内で、第3条の検査事項を絞る等、より効率的、効果的に行うことができるものとする。

##### 2 随時検査

###### (1) 検査通知

検査通知は、一般検査に準じて、あらかじめ文書（様式第3号）により行う。ただし、急を要する等、検査の目的と効果を勘案し、事前に通知することなく検査の開始時に現場において、文書を交付するなどの方法により行うことができる。

###### (2) 検査実施方法

検査は、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点項目を定めて実施する。

なお、必要に応じ関係行政職員等による検査班を編制し、実施することができるものとする。

#### (検査の留意点)

第7条 検査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

2 検査の課程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう配慮し、相互信頼を基礎として十分意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないように留意するものとする。

3 事実認定及び事務処理の判定について、法的根拠等を明確にし、特に上司の指示を要する事項については、その指示を持って行うものとする。

#### (講評)

第8条 検査職員は、検査終了後、有料老人ホームの設置者等及び関係職員の出席を求め、その結果について、是正又は改善を要する事項を指摘するのみならず、改善方法を示す等、より効果的な指導及び助言を行うため、講評を行うものとする。

#### (検査結果の復命)

第9条 検査職員は、帰庁後速やかに結果を整理し、所属長に対して復命（様式第4号）を行うものとする。

#### (検査結果の検討及び通知)

第10条 検査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、是正又は改善を要する事項については、検査終了後1ヶ月以内に文書（様式第5号）をもって通知する。

2 検査結果は、必要に応じ関係機関にも送付するものとする。

#### (是正改善状況報告)

第11条 是正又は改善を要する事項の是正改善措置状況については、検査結果通知文書発送日から1ヶ月以内に文書（様式第6号）により報告を求めるものとする。

2 重要な事項については、必要に応じてその改善状況等を実地により確認するものとする。

3 短期間に解決を図ることが困難な事項については、改善計画を立てさせ、継続的に指導し、定期的に改善状況を確認する。

#### (改善命令等)

第12条 県は、有料老人ホームの設置者が法第29条第6項から第11項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又は、その運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認められるとき、その他入居者の保護のために必要があると認めるときは、当該設置者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 県は、有料老人ホームの設置者が、法その他老人の福祉に関する法律で政令に定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(改善命令等の公示)

第13条 前条の規定に基づく改善命令を行ったときは、その旨を公示するものとする。

(市町村への通知)

第14条 設置者に対して第12条第2項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、関係市町村長に通知するものとする。

(入居者への支援)

第15条 第12条第2項の規定による命令をし、その入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(管理台帳)

第16条 県は、効果的な検査を行うために、有料老人ホーム立入検査管理台帳(様式第7号)を作成し、検査の終了後必要事項を記入し、整備するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。